

2026年度

有料老人ホーム
株式会社ITC 蓮田オークプラザ入居者専用

月額利用料終身サポートプラン

～ 拠出型企業年金保険・遺族給付金付終身年金移行特約～

*「月額利用料終身サポートプラン」は株式会社ITCが運営する有料老人ホームにご入居されている方を対象に、太陽生命の拠出型企業年金保険（遺族給付金付終身年金移行特約）にご加入いただくことで、特約基本年金（以下「年金」とします）を月々お受け取りいただけるプランです。

*ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

この保険は、自助努力による老後生活資金の準備等を目的とした企業年金保険で、当パンフレットP1・P2に記載の保険料額等からお申込みいただけます。

保険料・保険料払込方法・保険料払込期間・給付内容（給付事由・給付金額など）がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

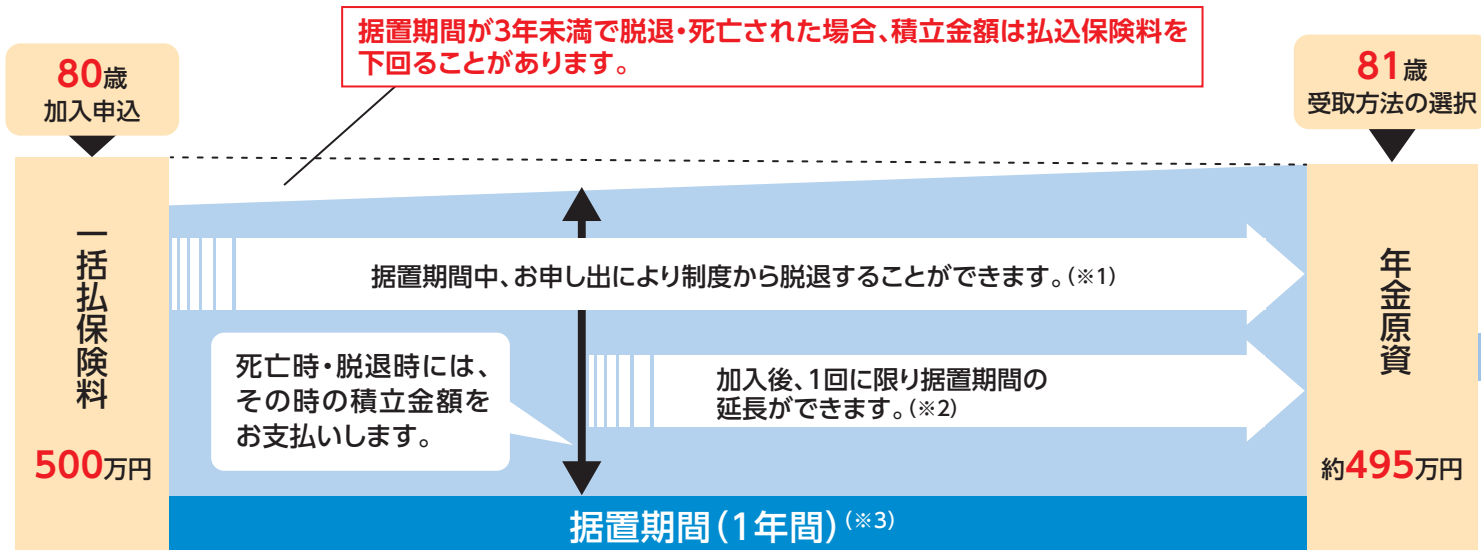
引受保険会社：太陽生命保険株式会社

人生100年時代に備えるための

月額利用料終身サポートプランの概要

制度のしくみ

ご加入例 ●加入年齢 80歳(男性)、保険料 500万円、据置期間 1年
 ※ご参考:80歳男性の平均寿命は88歳1ヵ月頃となります。



- ※1 制度から脱退した場合、積立金額は全額を払い戻すこととなります。なお積立金額の一部を払い戻すことはできません。
- ※2 据置期間の変更には所定の条件がございます。詳しくは太陽生命保険株式会社にご照会ください。なお、据置期間を2年以上でご契約された場合は、繰延期間を1回に限り短縮することもできます。
- ※3 据置期間とは「年金受給権取得が可能となる期間(1年)」と「繰延期間(0年～10年で選択)」のことを言います。(上記のしくみ図では繰延期間を0年としています。)年金受給権取得が可能となる期間とは、保険料払込期間のことです。

据置期間中の給付内容

- 脱退時・・・その時の積立金額(脱退一時金)を、加入者本人にお支払いします。
- 死亡時・・・その時の積立金額(遺族一時金)を、指定された受取人にお支払いします。

※指定された受取人がいない場合、加入者の遺族にお支払いします。

給付額(特約基本年金月額) 試算表 (据置期間1年の場合)

	加入年齢	年金支払開始年齢	払込保険料(一括払)			元本回収年齢
			300万円 特約基本年金月額	500万円 特約基本年金月額	1,000万円 特約基本年金月額	
男性	60歳	61歳	約13,000円	約21,700円	約43,500円	79歳 9ヵ月頃
	70歳	71歳	約19,700円	約32,800円	約65,700円	83歳 3ヵ月頃
	80歳	81歳	約34,400円	約57,400円	約114,900円	87歳10ヵ月頃
	89歳	90歳	約57,800円	約96,400円	約192,800円	93歳10ヵ月頃
女性	60歳	61歳	約11,100円	約18,600円	約37,200円	83歳1ヵ月頃
	70歳	71歳	約16,200円	約27,000円	約54,100円	86歳0ヵ月頃
	80歳	81歳	約28,300円	約47,300円	約94,600円	89歳5ヵ月頃
	89歳	90歳	約50,400円	約84,100円	約168,200円	94歳6ヵ月頃

※元本回収年齢は、誕生月に誕生日が1日の方が加入したものとしており、一括払保険料の金額によっては、1ヵ月繰り下げとなる場合があります。
 ※給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。これに伴い元本回収年齢も変動します。給付額の計算前提はP4の「年金月額(特約基本

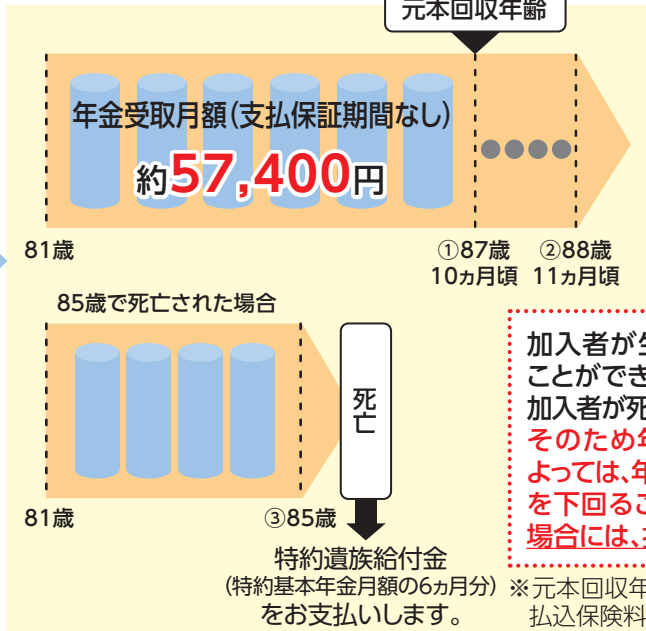
保険料は300万円～5,000万円のおいでで、据置期間は1年～11年かつ

【一時金(脱退一時金)でのお受取り】

約**495万円**
(81歳時積立金)
(払込保険料500万円)

- 一時金でお受取りいただいた場合、以後の年金のお支払いはありません。
- 一時金でお受取りいただく場合、据置期間が3年未満の場合は、受取額が払込保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が3年以上の場合、受取額は払込保険料を上回ります。
※2026.3.1現在の予定利率等に基づき計算したものです。

【終身年金でのお受取り】



【年齢別 年金受取総額(例)】(特約遺族給付金を含む)

到達年齢	受取総額	払込保険料に対して
①87歳10ヵ月頃 ※元本回収年齢	約505万円	約101.0%
②88歳11ヵ月頃 ※平均寿命	約579万円	約115.9%
100歳0ヵ月頃	約1,343万円	約268.6%
③85歳0ヵ月頃	約309万円	約61.9%

加入者が生存しているかぎり、年金を毎月お受取りいただくことができます。
加入者が死亡された場合は、以後の年金のお支払いは終了します。
そのため年金支払開始日から加入者の死亡日までの期間によっては、年金受取総額(特約遺族給付金を含む)が払込保険料を下回ることがあります。特に年金支払開始直後に死亡された場合には、払込保険料を大きく下回ります。

※元本回収年齢とは、受取年金累計額および特約遺族給付金の合計額が払込保険料を上回る年齢です。

年金支払開始後の給付内容

- 生存時・・・終身にわたって加入者本人に毎月年金をお支払いします。
※加入者が死亡した場合、以後の年金のお支払いはありません。
※株式会社ITCの有料老人ホームを退居された後でも年金をお支払いします。
- 死亡時・・・年金月額(特約基本年金月額)の6ヵ月分(特約遺族給付金)を、指定された受取人にお支払いします。
※指定された受取人がいない場合、加入者の遺族にお支払いします。

給付額(特約基本年金月額) 試算表 (据置期間3年の場合)

	加入年齢	年金支払開始年齢	払込保険料(一括払)			元本回収年齢
			300万円 特約基本年金月額	500万円 特約基本年金月額	1,000万円 特約基本年金月額	
男性	60歳	63歳	約14,100円	約23,600円	約47,200円	80歳 3ヵ月頃
	70歳	73歳	約22,000円	約36,800円	約73,600円	83歳11ヵ月頃
	80歳	83歳	約39,300円	約65,600円	約131,200円	88歳11ヵ月頃
	87歳	90歳	約58,500円	約97,500円	約195,100円	93歳10ヵ月頃
女性	60歳	63歳	約12,000円	約20,000円	約40,100円	83歳5ヵ月頃
	70歳	73歳	約18,000円	約30,100円	約60,200円	86歳5ヵ月頃
	80歳	83歳	約32,700円	約54,500円	約109,000円	90歳2ヵ月頃
	87歳	90歳	約51,100円	約85,100円	約170,300円	94歳5ヵ月頃

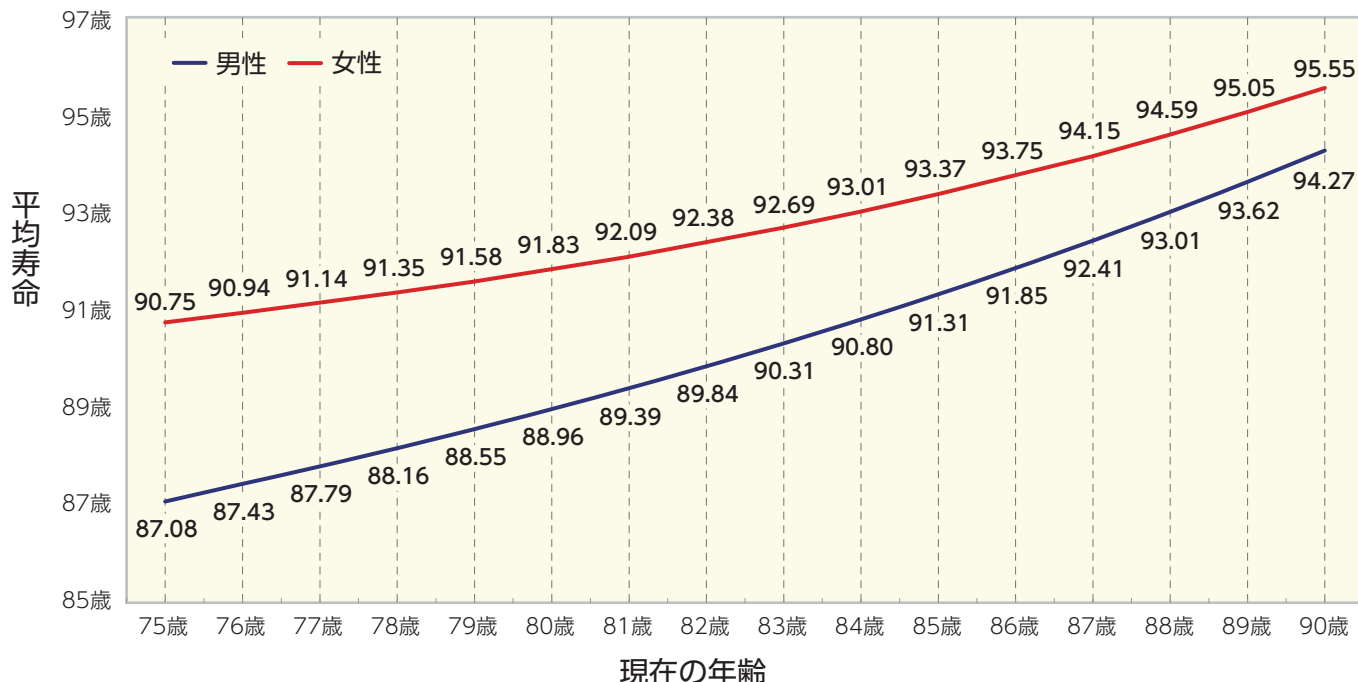
年金月額)をご覧ください。

年金支払開始年齢が90歳を超えない範囲で、自由に設定することができます!

人生100年時代

日本人の令和6年の平均寿命は男性81.09歳、女性87.13歳となりました。このような現状をふまえ、「人生100年時代」の人生設計を行っていく必要があります。

年齢別 平均寿命



(出典)厚生労働省 令和6年簡易生命表の概況より太陽生命にて作成

月額利用料終身サポートプランについて

1. 株式会社ITCの運営する蓮田オークプラザに入居されている方のみがご加入いただけます。
2. 手元資金を保険料に充当することで、一生涯、毎月年金をお受取りいただくことができます。
3. 年金支払開始前に、お受取り方法を「年金」「一時金」のいずれかから選択いただくことが可能です。

(※) 据置期間終了前の一定時期に太陽生命よりお受取り方法の選択についてご案内いたします。


4. 加入から1年経過後は、株式会社ITCの運営する蓮田オークプラザを退居された場合でも加入を継続することができます。また、据置期間満了後に年金受取を希望した場合は、毎月年金を一生涯お受取りいただくことができます。

(※) 退居とは死亡以外の理由で株式会社ITCとの利用契約を解約された場合をいいます。

(※) 加入1年未満に退居された場合は、退居時の積立金額(払込保険料を下回る金額)を払い戻しすることとなります。

年金の取扱い等

据置期間終了日に達し、終身年金でのお受取りを選択された場合は、年金を毎月受け取ることができます。

年金種類	遺族給付金付終身年金 ※加入者が生存している限り、終身にわたって年金を毎月お支払いします。 ※年金支払開始後に、加入者が死亡した場合は、特約遺族給付金(特約基本年金月額6ヵ月分)を指定された受取人にお支払いします。なお、指定された受取人がいない場合、加入者の遺族にお支払いします。
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>ご注意</p><ul style="list-style-type: none">●年金支払開始後の支払保証期間はありません。この保険は年金支払開始日から加入者の死亡日までの期間によっては、年金受取総額(特約遺族給付金を含む)が払込保険料を下回ることがあります。●年金支払開始の際に、一時金(脱退一時金)受取を選択することもできますが、据置期間が3年未満の場合は一時金額(脱退一時金額)が払込保険料を下回ることがあります。●年金支払開始後に、加入者が死亡した場合は、以後の年金のお支払いはありません。●給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。これに伴い元本回収年齢も変動します。</div>
年金受取人	加入者
年金開始年齢	90歳が上限となります。
繰延期間	年金受給権は、加入から1年後に取得可能となります。年金受給権の取得を繰り延べる場合は、1年から10年の間、1年単位で定めることができます。また、繰延期間は加入後に1回変更ができます。
年金支払方法	毎月、1ヵ月分の年金をお支払いいたします。
年金支払前の取扱い	脱退・遺族一時金は加入後一定の期間において、払込保険料を下回る場合があります。
年金支払後の取扱い	年金受給開始後、一時金(脱退一時金)での受け取りはできません。なお、年金受給権取得後は、株式会社ITCの有料老人ホームを退居された後でも年金をお支払いします。
年金月額(特約基本年金月額)	給付額試算表・しくみ図の金額は、つぎの条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。 ①加入者全員の年間の保険料(各月月始の積立金残高の平均値)が10,000円(1,000万円)を常に維持していること。 ②加入者全員の保険料が払込月の1日に入金されたものであること。 ③給付額試算表・しくみ図の給付額は、予定利率等(2026年3月1日現在)に基づき計算しております。なお、予定利率等については、将来変更される場合があります。 元本回収年齢は、毎月の年金額(特約基本年金月額)に加えて死亡時の特約遺族給付金(特約基本年金月額6ヵ月分)の合計値に基づき算出しています。
配当金のお支払い	記載の給付額試算表・しくみ図には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。 配当金が生じた場合には、下記のとおりお取扱いします。 ・年金支払開始前の配当金は、積立金の積増のための保険料に充当します。 ・年金支払開始後の配当金は、年金の増額のための保険料に充当します。

制度の取扱い

1 加入資格

加入日現在株式会社ITCの運営する有料老人ホームの入居者(長期利用契約の利用開始日以降)で、制度加入日に満89歳以下の方。
※加入日から1年以内に、上記加入資格を喪失した場合には、当制度から脱退となります。なお繰延期間中に上記加入資格を喪失した場合については、繰延期間満了まで継続し年金受取か一時金(脱退一時金)受取のいずれかを選択することができます。

2 加入の取扱い

毎月、加入のお取扱いをします。
加入日以降、保険料を追加で払い込んで積立金額を増額することはできません。

3 加入日

加入日は、加入申込および保険料の払込を完了した日の翌々月1日となります。

4 保険料

- (1) 保険料: 300万円(3,000円)～5,000万円(50,000円)で申込み時に設定ください。
- (2) 申込単位: 保険料は1円1,000円とし、100円(100,000円)単位でお申込みいただけます。
- (3) 払込方法: ご加入者名で加入日の前々月末日までに一括で指定の口座に振込してください。なお、振込手数料は加入者負担となります。

加入の取扱い	
締切日	加入日
●加入申込書提出 毎月15日(必着) 土日祝日の場合は前営業日	翌々月1日 (例)加入申込書提出: 7/15(必着) 保険料払込 : 7/31 加入日 : 9/1
●保険料払込 毎月末日	

5 その他

当保険の加入契約と株式会社ITCとの利用契約とは当保険の加入資格に関わる部分を除き関係はありません。従って、保険料、年金・一時金等と株式会社ITCの施設利用料等との相殺は認められません。また、保険料を株式会社ITCが立替払を行ったり、入居金等を保険料の支払に充当することも認められません。

〈 税務上の取扱い 〉

1 保険料

- 加入者が負担した保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

2 給付金

- 脱退一時金……………一時所得となります。
課税対象額=(脱退一時金-払込保険料累計額-50万円)×1/2
(所得税法第34条、同施行令第183条)
- 遺族一時金……………相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は「500万円×法定相続人数」までが非課税となります。
(相続税法第3条、第12条)
- 特約遺族給付金……………相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は「500万円×法定相続人数」までが非課税となります。
(相続税法第3条、第12条)
- 年金……………雑所得となります。
(所得税法第35条、同施行令第183条)

$$\text{課税対象額} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金受取総額または見込額}} \right)$$

※2026年2月現在の税制に基づいた記載であり、税務の取扱いについては税制改正などで将来変更となることがあります。個別の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

〔個人情報に関するお知らせ〕

当保険は、株式会社ITC(以下、ITCという。)を保険契約者とし、ITCの運営する有料老人ホーム(以下、ITCホームという。)の入居者を加入対象として運営されます。

当保険の運営にあたり、ITCは加入対象者(被保険者){以下、加入対象者という。}の個人情報(氏名、性別、生年月日等){以下、個人情報という。}を取扱い、保険契約を締結する太陽生命保険株式会社(以下、太陽生命という。)へ提出します。

なお、ITCは、ITCと加入対象者とのITCホームの入居契約上知りえた加入対象者のITCホームへの入居継続の有無、退居事由について、当保険の運営に必要な範囲内において太陽生命に提供します。

太陽生命は、受領した個人情報を当保険契約の引受け、ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、当保険に関する生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、当保険に関する商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、ITCに上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続きITCおよび太陽生命においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

◆ 制度の運営

本制度は、引受保険会社と株式会社ITCが締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

引受保険会社 太陽生命保険株式会社

○ 契約に関する諸手続、当書面に関するご照会

契約者連絡先:株式会社ITC

TEL 048-765-0077

受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

○ その他のご照会

連絡先:太陽生命保険株式会社

TEL 0120-140-217(通話無料) *一部のIP電話では利用できない場合があります

受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

(お問い合わせの際は、ITCの月額利用料終身サポートプランについてとお伝えください)

この「拠出型企業年金保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されているこのパンフレットをご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

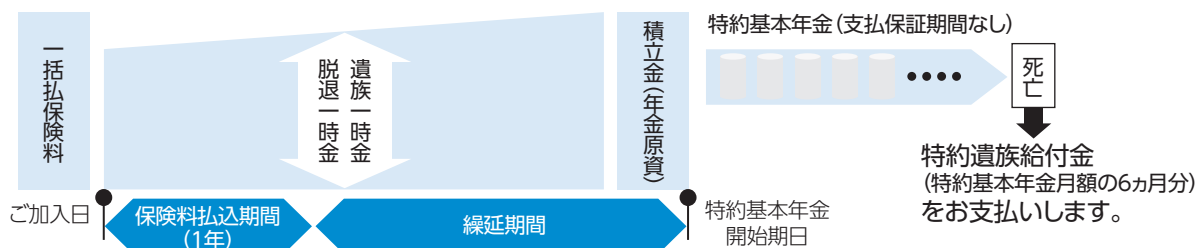
1. 商品名称

拠出型企業年金保険(遺族給付金付終身年金移行特約)

2. 商品の特徴

株式会社ITCの運営する有料老人ホームに入居されている方が、自助努力による財産形成等のために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。入居中に保険料を払込み、特約基本年金開始期日後は、特約基本年金開始期日時点の積立金を原資とした特約基本年金を一生受け取ることができます。保証期間を設けないことにより、保証期間付終身年金より年金月額が大きくなる商品です。ただし、特約基本年金開始期日から加入者の死亡日までの期間によっては、年金受取総額(特約遺族給付金を含む)が払込保険料を下回る場合があります。また、特約基本年金開始期日前に死亡した場合には、遺族一時金が支払われます。特約基本年金開始期日後に死亡した場合には、遺族給付金付終身年金移行特約により、特約遺族給付金が支払われます。

しくみ図(イメージ)



※詳細につきましては、パンフレットのP1・P2をご参照ください。

3. 加入年齢、保険料、保険期間等

- 加入年齢、加入資格、加入日、保険料の額、払込方法、年金受取期間等につきましては、パンフレットP4をご確認ください。
- 退居等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。ただし、ご加入から1年経過後に退居した場合は、繰延期間満了まで継続し特約基本年金受取か脱退一時金受取のいずれかを選択することができます。

4. 積立金について

- お払いいただいた保険料は、事務手数料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては、パンフレットに一例を記載しております。加入者の年齢・性別・保険料によって受取予想額は変化いたしますので、詳細は太陽生命保険株式会社にご照会ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください。)
- 据置期間(保険料払込期間および繰延期間)によっては脱退一時金額および遺族一時金額が払込保険料を下回る場合があります。

5. 年金額について

特約基本年金月額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる特約基本年金月額は特約基本年金開始時点の予定利率等に基づいて計算され算出されるものです。特約基本年金開始期日以後は、特約基本年金開始期日時点の積立金を原資とした特約基本年金を一生受け取ることができます。ただし、この保険は特約基本年金開始期日から加入者の死亡日までの期間によっては、年金受取総額(特約遺族給付金)が払込保険料を下回る場合があります。特約基本年金開始期日以後に加入者が死亡されたときは、以後の特約基本年金のお支払いはありません。

6. 年金や一時金が支払われる場合

年金や一時金が主に支払われる場合はつぎのとおりです。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

- 特約基本年金、脱退一時金
特約基本年金開始期日を迎え、年金受給の申出を行ったときに、積立金を原資として特約基本年金をお支払いいたします。
特約基本年金開始期日前に脱退される場合は、脱退一時金をお支払いいたします。
- 遺族一時金、特約遺族給付金
加入者が特約基本年金開始期日前に死亡された場合は、遺族一時金をお支払いいたします。特約基本年金開始期日以後に、加入者が死亡した場合は、特約遺族給付金をお支払いいたします。
※積立金から計算した特約基本年金月額が月額1万円未満となる場合には一時金でお支払いいたします。

7. 一時金等のお支払い制限について

- つぎのような場合等においては、一時金等のお支払いに制限があります。
- 遺族一時金もしくは特約遺族給付金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金もしくは特約遺族給付金をお支払いします。

8. 配当金について

- 毎年の配当金はお支払い時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 特約基本年金開始期日前の配当金は積立金の積増のために充当し、特約基本年金開始期日以後は特約基本年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。

9. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

この「拠出型企業年金保険(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払い事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましてはこのパンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください、つぎの①から④がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

①保険料 ②保険料払込方法 ③保険料払込期間 ④給付内容(元本を保証する商品でないこと、給付事由・給付金額など)

1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、株式会社ITCを契約者とする団体年金保険契約であり、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期

○ご提出された加入申込書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、所定の「加入日」からご契約上の責任を開始します。
○生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金や一時金等をお支払いできない場合

つぎのような場合、年金や一時金等のお支払いに制限があります。
○遺族一時金や特約遺族給付金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金もしくは特約遺族給付金をお支払いします。
○保険契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
○受取人が年金もしくは一時金の請求について詐欺をおこなったとき(未遂を含みます。)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
○保険契約者、加入者、受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなど重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

4. ご契約の継続について

この保険においては、制度全体のご加入者数(年金受給者を含む)が15名未満となった場合、加入継続ができなくなる場合があります。

5. 脱退・払い出し時の一時金額について

この保険の保険料は、お払い込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料に充てられます。したがって、据置期間(保険料払込期間および繰延期間)によっては、脱退一時金額および遺族一時金額がお払い込みいただいた保険料を下回る場合があります。

6. 元本欠損(年金受取総額と払込保険料との関係)

ご加入にあたり以下の内容を十分にご確認のうえ、お申込みください。
○加入者の生存年数に応じて受取特約基本年金累計額が変わりますので、生存期間によっては、年金受取総額(特約遺族給付金を含む)は払込保険料を下回る場合があります。特に特約基本年金開始期日直後に死亡された場合には、払込保険料を大きく下回ります。
○特約基本年金開始期日以後に加入者が死亡されたときは、以後の特約基本年金のお支払いはありません。

7. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率等を変更することがあります。

8. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金、特約基本年金等が削減されることがあります。

9. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金、年金等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

10. 年金や一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

○お客様からのご請求に応じて、年金もしくは一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金や一時金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに太陽生命保険株式会社にご連絡ください。
○お支払い事由が発生する事象、年金もしくは一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
○年金もしくは一時金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに太陽生命保険株式会社にご連絡ください。

11. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

12. この保険に関するご照会先について

○契約に関する諸手続、当書面に関するご照会

契約者連絡先:株式会社ITC

TEL 048-765-0077

受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

○その他のご照会

連絡先:太陽生命保険株式会社

TEL 0120-140-217(通話無料) *IP電話の一部は利用不可

受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)